

大阪市告示第1153号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和8年8月28日

大阪市長 横山 英幸

特定子ども・子育て支援提供者 の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て 支援施設等の 種類	確認年月 日
(株)マインド	ドゥーラシッ ター®おおさか	大阪市北区豊崎5 －4－18－701	認可外保育施設	令和8年 7月1日

（こども青少年局幼保施策部幼保企画課）